

弊社林内作業車(愛称:やまびこ)のご使用に関する注意事項

安全衛生規則の一部改正と、それに伴う特別教育対象業務の追加により平成26年12月1日以降に、林業現場において車両系木材伐出機械等(弊社やまびこシリーズは走行集材機械に該当)を使用する場合は、改正された安全衛生特別教育規定の教育科目、範囲、時間に基づく特別教育を受講する必要があります。

《運転業務に就く場合の講習科目・時間》

走行集材機械の運転の業務		
	科目	時間
学科教育	I 走行集材機械に関する知識	1
	II 走行集材機械の走行、作業に関する装置の構造、取扱いの方法に関する知識	1
	III 走行集材機械の作業に関する知識	2
	IV 走行集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1
	V 関係法令	1
	合計	6
実技教育	I 走行集材機械の走行の操作	3
	II 走行集材機械の作業のための装置の操作	3
	合計	6

※ご不明な点は、各都道府県労働局、労働基準監督署へお尋ねください。

法令を確認したい場合は、厚生労働省「法令等データベースサービス」をご覧ください。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>